

電子著作物相互利用事業
電子著作物権利処理代行契約書

利用者（甲）と公益社団法人 私立大学情報教育協会（乙）は、乙が実施する電子著作物の権利処理の代行について、以下の通り契約を締結する。

（定義）

- 1 利用者とは、学校法人および大学所属教職員で、乙が実施する電子著作物権利処理システム（以下、「システム」と言う）に登録されたものを言う。
- 2 所属教職員とは、所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。
- 3 電子著作物の権利処理の代行とは、システムに登録されている電子著作物を対象に、乙が甲に代わって利用許諾の手続きを行うことを言う。
- 4 乙が行う利用許諾の範囲は、電子著作物の複製、譲渡、公衆送信、伝達とする。また、電子著作物の権利者が認めた場合は、加工も含むものとする。

（利用申込み）

- 第1条 甲は利用申込みに際して、所属大学が発行するID・パスワードによりシステムの認証を受けるものとする。
- 2 認証後、甲はシステムに登録されている電子著作物の情報を検索し、利用条件を確認の上、システムで利用申込みを行うものとする。
 - 3 システムに登録されている電子著作物の著作権使用料は、有料・無料を含めて著作権者が設定した使用料を甲はシステム上で確認した上で利用申込を行うものとする。

（利用状況に関する情報提供）

第2条 甲は、利用後、権利者からの要請に基づき乙を介して、電子著作物の利用に関する情報（甲の大学名、授業科目名、担当者名、利用方法、利用規模等）の提供に協力するものとする。

（使用料の支払い）

第3条 甲の所属大学は、乙の請求により、前年度分の使用料を5月31日までに支払いを完了するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結の日から最初に到達する3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、乙または甲が契約解除の意思表示をしないときには、本契約は自動的に更新されたものとする。

（契約の解除）

第5条 甲により、契約期間満了の1ヶ月前までに書面で乙に申し出ることにより、本契約を解除することができる。ただし、契約解除前に発生の使用料については、支払義務を負うものとする。

（協議）

第6条 本契約に定めのない問題が生じた場合は、甲と乙が協議し、円満にその解決にあたるものとする。

第7条 本契約の効力は、契約年月日にかかわらず、甲がシステムに登録された日から生じるものとする。

平成 年 月 日

（甲）

印

（乙）東京都千代田区九段北四丁目一番十四号
公益社団法人 私立大学情報教育協会
会長 向 殿 政 男

印